

江戸川区介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領

(通則)

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）の規程に基づく、次の各号の規程に定める事故が発生した場合の江戸川区（以下「区」という。）への報告は、この要領に定めるところによる。

なお、次の各号の規程に対応する介護保険事業者（以下「事業者」という。）のサービス種別については、別紙によるものとする。

- (1) 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日付厚生省令第37号）
- (2) 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日付厚生労働省令第35号）
- (3) 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年3月14日付厚生労働省令第34号）
- (4) 指定地域密着型介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日付厚生労働省令第36号）
- (5) 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日付厚生省令第38号）
- (6) 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年3月14日付厚生労働省令第37号）
- (7) 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日付厚生省令第39号）
- (8) 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年3月31日付厚生省令第40号）
- (9) 健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年3月31日付厚生省令第41号）
- (10) 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年1月18日付厚生労働省令第5号）
- (11) 江戸川区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（平成27年4月1日要綱第17号）

(目的)

第2条 事業者の介護保険サービス（以下「サービス」という。）提供時に発生した事故（以下「事故」という。）について、区へ報告を行う手続等に必要な事項を定め、事業者が本要領に則って速やかに区へ事故の報告を行うことにより、賠償を含めた事故の速やかな解決を図るとともに、事業者自らが提供するサービスを見直し、事故の再発防止、未然防止のための体制を構築することを促す契機とし、もって事業者のサービスの質の向上に資することを目的とする。

(事故の対象)

第3条 区へ報告を要する対象となる事故は、当該事故に関係するサービスの利用者が区の被保険者である場合のもの（住所地特例者を含む）又は事業者の運営する事業所の所在地が区内である場合のものとする。

(事故の範囲)

第4条 報告を要する事故の範囲は、事業者の責任の有無に関わらず、サービスの提供に伴い発生した事故とし、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) サービスの提供に伴い発生した次に掲げる場合等であって、医師の診療を要したもの

なお、医師の診療を要したものととは、医療機関の受診（施設の勤務医、配置医を含む）や救急搬送を含むものとする。

ア 転倒・転落による骨折・出血等、火傷、誤嚥、異食等

イ 送迎中における事故

※ 送迎中などの車両による事故は警察にも別途届出を行うこと。

ウ 内科的に急変し、医療措置が必要となった場合

- (2) 感染症や食中毒、疥癬の発生

なお、感染症とは「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められるもののうち、次のものをいう。

ア 一～五類の感染症

イ 新型インフルエンザ等感染症

ウ アに相当する指定感染症

エ 新感染症

- (3) 誤与薬（落薬や抜薬を含む）

- (4) 離設

- (5) 利用者の個人情報の漏洩

- (6) 利用者の私物を破損又は紛失する等、利用者が経済的な損失を受けたもの

- (7) 事業者の法令違反等であって、利用者の処遇に影響があるもの

- (8) 利用者がサービス提供中に病気及び事故等により死亡した場合

ただし、看取り対応中である場合や持病が原因である場合を除く

(9) その他、区が報告を求めたもの又は報告が必要と認められる事故の発生

(報告方法)

第5条 事業者は、事故発生後、5日以内に第7条に定める手順に則り、第8条に定める事項について、別に定める事故報告書又は感染症等発生報告書（以下「報告書等」という。）により区へ報告を行うものとする。

ただし、報告書等については、第8条に定める事項が網羅されているものであり、区が適当と認めるものに関しては、この限りでない。

2 第1項に定める報告は、原則電子申請にて行うものとする。

(報告先)

第6条 事故の報告先は、福祉部介護保険課とする。

(報告の手順)

第7条 事故の報告は、概ね次の手順により行うものとする。

(1) 第一報

ア 事業者は第4条に規定する事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族に連絡するとともに、第5条を遵守した上で、区に報告するものとする。

また、利用者に関係する居宅介護支援事業所又介護予防支援事業所にも同様の報告を行うものとする。

イ 緊急を要する事故の発生については、報告書等を提出する前に、電話により区に仮の報告を行うものとする。

(2) 中間（経過）報及び最終報

事業者は、第一報の後、適宜途中経過を報告するとともに、事故の対応が終結した時点で最終報告を報告書等により行う。ただし、第一報の時点で事故の対応が終結している場合には、第一報をもって最終報とすることができる。

(報告事項)

第8条 報告事項は、下記の最新の様式に記載されている事項とする。

1 事故報告

(1)

2 感染症等発生報告

(1) 江戸川区介護保険課感染症等発生報告様式

(2) 江戸川区介護保険課感染症等発生報告様式【別紙】

(区における対応)

第9条 区は、報告を受けた場合は、事故に係る状況を把握し記録するとともに、事業者の対応状況に応じて必要な対応を行うものとする。

2 事故に係る対応は、必要に応じて、東京都や他区市町村、東京都国民健康保険団体連合会と連携を図るものとする。

3 重大な事故のうち、次の各号に定めるものについては東京都へ報告し、情報共有をするものとする。

(1) 死亡事故

(2) 事件性の程度の高いもの

(3) その他、区が重大と判断したもの

(委任)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は介護保険課長が別に定める。

(付則)

この要領は、令和7年10月7日から施行する。

(改正経過)

平成 14 年 7 月 25 日

平成 15 年 8 月 1 日

平成 21 年 3 月 1 日

令和 2 年 8 月 20 日

令和 3 年 12 月 1 日

令和 7 年 3 月 1 7 日

令和 7 年 10 月 7 日

別紙（第 1 条関係）

規 程	サービス種別
【平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 37 号】	○訪問介護 ○訪問入浴介護 ○訪問看護 ○訪問リハビリテーション ○居宅療養管理指導 ○通所介護 ○通所リハビリテーション ○短期入所生活介護 ○短期入所療養介護 ○特定施設入居者生活介護 ○福祉用具貸与 ○特定福祉用具販売
【平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 35 号】	○介護予防訪問入浴介護 ○介護予防訪問看護 ○介護予防訪問リハビリテーション ○介護予防居宅療養管理指導 ○介護予防通所リハビリテーション ○介護予防短期入所生活介護 ○介護予防短期入所療養介護 ○介護予防特定施設入居者生活介護 ○介護予防福祉用具貸与 ○特定介護予防福祉用具販売
【平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 34 号】	○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護 ○地域密着型通所介護 ○認知症対応型通所介護 ○小規模多機能型居宅介護 ○認知症対応型共同生活介護 ○地域密着型特定施設入居者生活介護 ○地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ○看護小規模多機能型居宅介護
【平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 36 号】	○介護予防認知症対応型通所介護 ○介護予防小規模多機能型居宅介護 ○介護予防認知症対応型共同生活介護
【平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 38 号】	○居宅介護支援
【平成 18 年 3 月 14 日付厚生労働省令第 37 号】	○介護予防支援
【平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 39 号】	○介護老人福祉施設
【平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 40 号】	○介護老人保健施設
【平成 11 年 3 月 31 日付厚生省令第 41 号】	○介護療養型医療施設
【平成 30 年 1 月 18 日付厚生労働省令第 5 号】	○介護医療院
【平成 27 年 4 月 1 日要綱第 17 号】	○通所型サービス ○訪問型サービス